

来るべき大地震に備えて
今から準備できること

— 減災に向けての提言 —

平成25年7月

豊橋市地震対策アクションプラン策定市民懇談会

目 次

はじめに	… 1
1. 提言の目的	… 2
2. 具体的な提言	… 3
1 災害に負けない人・社会をつくる	… 4
2 災害に負けないまちをつくる	…12
3 被災生活に備える	…22
おわりに	…30
資料編	…31
市民懇談会での意見・提案一覧表	: 資料 1 …32
豊橋市地震対策アクションプラン策定市民懇談会設置要綱	: 資料 2 …38
//	委員名簿 : 資料 3 …39
//	開催経過 : 資料 4 …40

はじめに

平成23年3月11日、午後2時46分ごろ、三陸沖を震源とする巨大地震「東北地方太平洋沖地震」が発生しました。日本観測史上最大となったこの地震は、最大震度7を観測し、巨大な津波は東北地方の太平洋沿岸にある多くのまちを呑みこみました。

これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波による甚大な被害が発生した「東日本大震災」を受けて、内閣府では「南海トラフ巨大地震」の想定と被害予測を公表しました。これによると、東海地方が大きく被災するケースでの試算も報告され、甚大な被害が生じると想定されています。

一方、愛知県においても、愛知県独自の地盤データ等を用いた同様の被害予測調査を行っており、国、県との整合を図りながら、豊橋市においても「南海トラフ巨大地震」に対する対策が必要であると認識しています。

本提言は、こうした国、県の検討を豊橋市の防災、減災に結びつける「豊橋市地震対策（減災）アクションプラン」の策定に活かすため、「豊橋市地震対策アクションプラン策定市民懇談会」として、平成24年度から検討を始め、策定しました。

提言を策定するにあたり、地震対策は市民、企業、行政等様々な主体が協働して対処していくことが重要であることから、市民、各種組織・団体の代表で本会を構成し、それぞれの立場からの意見・提案を踏まえ取りまとめました。

私たちのこの提言が、今後取り組まれる地震対策に活かされ、市民、企業、行政等の様々な主体が協働して取り組む減災計画としての「豊橋市地震対策（減災）アクションプラン」に反映されることを期待しています。

平成25年7月22日

豊橋市地震対策アクションプラン策定市民懇談会

会 長 平 川 一 臣

1. 提言の目的

平成7年1月17日に起きた阪神・淡路大震災では、早朝であったこともあり、家屋の倒壊や家具の転倒、地震の後に発生した火災により多くの方が犠牲になりました。この地震を契機に、自助・共助の取り組み、建物の耐震化等の重要性が明らかになりました。

平成23年3月11日に起きた東日本大震災では、東北地方の太平洋沿岸部の広い地域で津波による甚大な被害が発生しました。釜石市では、1,000人を超える犠牲者がありましたが、^{うのすまい}鶴住居小学校、釜石小学校及び釜石東中学校の児童・生徒のほぼ全員が無事に避難することができました。「釜石の奇跡」といわれる避難ができたのは、過去の経験から培われた防災教育により、児童・生徒が避難の重要性や避難の方法を知っていたからです。

今、私たちは、この両方のポテンシャルを持った南海トラフ巨大地震に備えるために、「今すべきこと、今できること」を念頭に準備しておくことを提言することとしました。

この提言は、事前の準備として、防災教育の推進や地域コミュニティの強化、地域活動の活性化を図り、「災害に負けない人・社会をつくる」こと、建物の耐震化や家具の転倒防止の促進、地域の組織の充実と企業との連携による「災害に負けないまちをつくる」こと、被災後の対策として、被災生活への備えや環境の整備を図り「被災生活に備える」ことを目的としています。

2. 具体的な提言

1 災害に負けない人・社会をつくる

- 1-1 防災教育の推進、意識啓発
- 1-2 防災コミュニティの強化
- 1-3 NPO・市民活動の活性化
- 1-4 災害弱者と帰宅困難者に対する取り組みの推進

2 災害に負けないまちをつくる

- 2-1 災害に負けないまちづくりの推進
- 2-2 地域の消防力・救急力の強化
- 2-3 耐震化の推進・促進と危険度判定体制の確保
- 2-4 事業者による防災対策の推進
- 2-5 地震対策体制の強化

3 被災生活に備える

- 3-1 被災生活への備え
- 3-2 被災者の生活環境への配慮
- 3-3 廃棄物等の処理
- 3-4 復興に向けた取り組み

1 災害に負けない人・社会をつくる

1-1 防災教育の推進、意識啓発

(1) 学校における防災教育の推進、防災活動への参加促進

小学校、中学校、高等学校、大学における防災教育や防災活動への参加を促し、幅広い世代が協力して、それぞれの地域や校区にあった防災活動や教育カリキュラムを考え、推進していくことで、災害に負けない地域をつくることができると考えます。

(2) 市民への意識啓発

大規模な災害が発生した際には公助は期待できず、自助・共助が大変重要であることから、自分や家族の命を自分たちで守る、地域で助け合うという意識が大切です。地震の備えや避難など、自分に何ができるか、何をすべきかを日頃から考えておくことが必要です。

(3) 津波避難意識の向上

自宅や職場の標高を確認し、津波による浸水の危険性が高い地域では迅速な避難が必要です。住民一人ひとりが津波に関する正しい知識を身につけるとともに、津波から逃れるため、避難場所への避難経路などを自ら考え、十分に認識しておくことが重要であると考えます。

(4) 災害時の情報収集・伝達体制の強化

災害時には、正確な情報をいち早く入手することが重要であることから、情報の収集及び情報の伝達の手段を複数確保する必要があります。

取り組みの提案

(1) 学校における防災教育の推進、防災活動への参加促進

- ① 自ら判断、決断し、行動する力を備えるように、児童・生徒をP T A（学校・家庭）、地域が協力して育成する。 【家庭・地域・学校】
- ② 地震の恐ろしさや津波への対応方法などを、教職員自らが学び考え、児童・生徒に教え、災害に負けない子どもを育てるとともに、教職員の発災時の役割を明確化する。 【学校】
- ③ 発災時における児童・生徒等の保護者への引き渡しルールをつくる。 【家庭・学校】
- ④ 遠足や修学旅行等の学校行事を利用した被災地や震災の歴史の残る場所への見学や、授業で防災教育を取り入れるなど、過去の震災で明らかになった課題を教育と具体的に結びつける。 【学校】
- ⑤ 小・中学校で宿泊を伴う野外教育活動を行う際に、防災の視点を組み込んだ教育を実践する。 【学校】

(2) 市民への意識啓発

- ① 市は、実用的で分かりやすい地域独自の防災マップ、ハザードマップ、地域カルテの重要性を啓発し、防災学習に役立てるとともに、地域住民の防災意識向上を図る。【行政】

(3) 津波避難意識の向上

- ① 津波浸水地域の住民を中心に避難意識の向上を図るとともに、浸水深の大きな地域での避難場所を確保する。 【家庭・地域・行政】
- ② 「動く津波ハザードマップ」によるシミュレーションを活用し、災害時要援護者対応などを含めた実践的な訓練を実施し、津波避難計画を作成する。 【地域・行政】
- ③ 地震発生から津波到来までの時間差を確認し、日頃から、液状化や地盤沈下を想定し津波避難ビルの位置確認や避難経路を検討しておく。 【家庭・地域】
- ④ 津波から命を守るためのハード事業を国、県、市で協調して行う。 【行政】
- ⑤ 津波避難ビルのマップを作成し、地域住民へ配付する。 【地域・行政】

(4) 災害時の情報収集・伝達体制の強化

- ① 市では、市民に災害情報を届けるための情報伝達手段の複線化を図っているが、これを補足するための地域内情報伝達手段を確立する。 【地域】
- ② 被災者の安否を確認する方法を地域住民の中で話し合っておく。 【家庭・地域】
- ③ 停電等で長期間の通信途絶が発生した場合の情報の伝達手段を確保しておく。 【地域・行政・企業】

1-2 防災コミュニティの強化

(1) 地域における自主防災会活動の活性化

災害時、自らの命と生活を守るためには、自助に加え地域での助け合い、つまり共助が必要となります。

校区や町の自主防災会は、お祭りなどのイベントや学校と関わりながら地域でのまちづくり活動等を行い、児童・生徒がいる比較的若い世帯を巻きこみながら、積極的、主導的に地域を災害から守るような社会づくり、コミュニティづくりを進めておく必要があります。各校区・町の自治会長の防災意識を高め、住民への啓発活動を繰り返し行うことが重要です。

(2) 「防災ガイドブック」の作成・活用

市による南海トラフ巨大地震の被害予測調査の結果や各種災害に関する防災・減災情報を盛り込んだ「防災ガイドブック」を作成、全戸配布し、自主防災会や各種の地域活動で活用することで、市民への意識啓発と共助の推進を図ることができると思います。

(3) 防災リーダーの育成

防災リーダーは、災害に備えた訓練や自助・共助の強化をそれぞれの地域で実践する役割を担っています。

各校区では、積極的に市が行う「防災リーダー養成講座」への受講者を推薦するとともに、防災リーダーが、地域で活動しやすくなるようなバックアップ体制を検討することで、地域の防災力を向上することができると思います。

取り組みの提案

(1) 地域における自主防災会活動の活性化

- ① 地域と地域内の企業が協力した防災訓練を行うことで、災害に備えた関係づくりを強化する。【地域・企業】
- ② 学校が、避難場所として地域のために何ができるか、という視点を重視した訓練や、避難所運営訓練（HUG）などを行うことで、地域コミュニティを強化する。【地域・学校】
- ③ 自主防災会は、市やPTA、健全育成会、子ども会などの各種団体と連携して、住民や親子で野外教育センターや少年自然の家を利用した、宿泊を含む防災に関する学習や体験ができるイベントを実施する。【家庭・地域・学校】
- ④ 津波や建物の倒壊、延焼などのハザードマップを地域で作成し、市街地の延焼やそれぞれの地域の状況が事前におおよそ想定できるよう努めておく。【地域】
- ⑤ 自治会単位より小さい組等の最少単位からの発想により、一人ひとりが避難に関する行動指針（避難カルテ）を持つ取り組みを推進する。【家庭・地域】

(2) 「防災ガイドブック」の作成・活用

- ① 市が作成予定の「防災ガイドブック」は、乳幼児を抱える世帯から高齢者世帯まで幅広い市民を視野に入れた冊子とする。【行政】
- ② 「防災ガイドブック」は、地域の防災マップ、ハザードマップ、地域カルテを作成するための参考となるよう作成する。【行政】

(3) 防災リーダーの育成

- ① 市は、防災リーダーの養成を推進するとともに防災リーダーフォローアップ講座の内容を充実する。【行政】
- ② 地域では、防災リーダーと消防団員や女性防火クラブ、民生委員、児童委員等の地域で活動する人との連携を図り、協働による防災コミュニティの強化を図る。【地域】

1-3 NPO・市民活動の活性化

(1) 災害ボランティアの確保と強化

大規模な災害が発生した際には、災害ボランティアの拠点となる豊橋市総合福祉センター（あいトピア）を始め、地域福祉センター（つつじが丘、八町、大清水、牟呂）の市内5か所にボランティアセンターが開設されます。各地域の避難所とボランティアセンターとの連携を図る仕組みづくりが必要です。

一方で、大災害により被害が広域にわたる場合、支援に駆けつける民間事業者やNPO、ボランティアの方々が、豊橋市までたどり着けず、手前の被災地で活動を開始してしまい、豊橋市まで支援の手が伸びないことが危惧されます。

市外からのボランティアが確保できないことを想定した対策が必要であると考えます。

(2) ボランティアコーディネーターの確保・育成

ボランティアコーディネーターの中には、職業や家族などの事情により活動できない人もたくさんいます。被災後の復旧活動を進めるためにもボランティアコーディネーターを確保する取り組みが重要であると考えます。

取り組みの提案

(1) 災害ボランティアの確保と強化

- ① 地域では、医療や建築関係者、電気・ガス等の専門的知識を持った方の人材バンクをつくり、災害活動ができる体制づくりをする。また、専門知識を持つ人は積極的な登録に努める。【家庭・地域】
- ② 市は、災害時のNPO、ボランティア、大学生等が活動しやすい環境を整備するため、災害時における活動マニュアルを作成し、実践訓練や研修を行う。【行政】
- ③ 地域の自主防災会、自治会と地域福祉センターは、指定避難所との関係づくりを行い、災害時のボランティアの派遣・受入、役割を明確にし、連携を強化する。【地域・行政】

(2) ボランティアコーディネーターの確保・育成

- ① 災害時のNPO、ボランティア団体が円滑に活動できるよう、「豊橋防災ボランティアコーディネーターの会」を中心にボランティアコーディネーターの確保・育成のための研修を充実する。【行政】

1-4 災害弱者と帰宅困難者に対する取り組みの推進

(1) 災害時要援護者支援、避難体制の整備、登録制度周知

災害時要援護者の支援についての課題は、プライバシー確保の問題や隣近所のコミュニティの希薄化により、災害時要援護者に関する情報収集が難しいことです。特に、内部疾患等、外見から判断できない場合の把握は困難です。

市では、介護保険の対象者、障害者手帳等を持っている方、難病患者等の災害時要援護者について届け出により登録をしており、自主防災会と民生委員・児童委員に登録者の情報を提供していますが、実数とは格差があります。

災害に対して有効的に活用できる名簿の作成が市に求められます。

(2) 帰宅困難者に対する避難誘導

豊橋駅は、JR東海（新幹線、東海道線、飯田線）、名古屋鉄道という広域公共鉄道網の結節点であり、1日あたりの豊橋駅の利用人数は、5万人を超えます。特に、東海道新幹線は、1日あたり約3.9万人（JR東海事業概容報告書）が利用しています。もし南海トラフ巨大地震が起きれば、多数の帰宅困難者が発生すると予測されます。

さらには、豊橋鉄道等を利用する通勤・通学者等の徒歩帰宅者の発生も見込まれ、帰宅困難者への避難誘導、支援が必要となります。

取り組みの提案

(1) 災害時要援護者支援、避難体制の整備、登録制度周知

- ① 災害時に支援を必要とする障害者、一人暮らしの高齢者などを対象として、プライバシーに配慮しつつ災害時要援護者名簿を作成し、町・組単位で顔の見える地域コミュニティの醸成を促進する。 【家庭・地域】
- ② 市は、福祉避難所までの災害時要援護者の移動についての避難支援者の行動ルール、マニュアルの作成を社会福祉協議会や地域とともに検討する。 【地域・行政】
- ③ 市は、福祉避難所への避難シミュレーションや福祉避難所での生活に慣れる訓練を実施する。 【行政】

(2) 帰宅困難者に対する避難誘導

- ① 豊橋駅周辺における帰宅困難者に対して、避難施設の所在周知や、徒歩帰宅者も含めた「帰宅困難者支援マニュアル」を作成する。 【行政・企業】
- ② 帰宅困難者支援施設「こども未来館（ここにこ）」、今後指定される予定の「穂の国とよはし芸術劇場（プラット）」での帰宅困難者受入れ対応訓練等を行う。 【行政・企業】
- ③ 帰宅困難者や遠距離の徒歩帰宅者への対応として、飲料水や食料等の備蓄を一般の避難所とは別に確保する。 【行政】
- ④ 企業等は、一斉帰宅による混乱を避けるため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄に努める。 【企業】

2 災害に負けないまちをつくる

2-1 災害に負けないまちづくりの推進

(1) 自分たちのまちは自分たちで守るまちづくり意識の向上

自分たちの住む「まち」の長所や短所を再認識するため、町・組単位での防災・減災対策、助け合いによる避難の方法などを話し合い、「まち」の防災力を高める必要があります。

(2) 延焼を防ぐまちづくり

南海トラフ巨大地震の想定では、豊橋市の大半が震度7の揺れに見舞われる地域となっており、強い震動による家屋の倒壊と火災の延焼・類焼被害が危惧されます。

地域全体で、倒壊や延焼・類焼の危険性が高い建築物の把握や、避難経路・避難場所を事前確認しておくことが重要です。

取り組みの提案

(1) 自分たちのまちは自分たちで守るまちづくり意識の向上

- ① 町・組単位で一時的な避難場所や避難経路を考え、住民のまち歩きによる災害時に必要な避難情報を独自のハザードマップにまとめ、情報共有する。 【家庭・地域】
- ② 自治会に加入していない世帯にも声をかけ、助け合うことの必要性を説き、地域活動に加わるきっかけづくりをしていく。 【地域】
- ③ 平成25年度新たに取り組んでいる「防災まちづくりモデル校区事業」を順次拡大し、災害に備えて学校、自主防災会、自治会が一体となった地域づくりの話し合いの輪を広げる。 【地域・学校・行政】
- ④ 空き家や倒壊の危険性がある家屋は、火災や避難経路をふさぐ恐れがあることから、適正な管理や解体についての対策や制度を検討する。 【行政】

(2) 延焼を防ぐまちづくり

- ① 地域の消防団や女性防火クラブと自主防災会、住民が協働して延焼ハザードマップを作成し、情報を共有する。 【地域】
- ② 住宅密集地域の住民は、災害時の火災の危険等を認識するとともに、地域では、延焼危険度を判定するツールを活用した防災訓練を実施して、住民意識の向上と危険箇所の把握、改善を促す。 【家庭・地域】
- ③ 近隣住民は、住宅用火災警報器の設置・取り付けが困難な高齢者のみの世帯等を支援し、各家庭の火災警報器の設置を進めることにより、火災発生・延焼を防止する。 【家庭・地域】

2-2 地域の消防力・救急力の強化

(1) 消防団員の確保

消防団は、消火・救助用資機材を装備し、地域の地理、水利、道路の情報を把握するなど、災害時には、重要な役割を担うこととなります。しかし、消防団員のサラリーマン化が進み、消防団員の確保や平日の昼間の消火活動等に支障をきたす場合もでてきています。

また、5年、10年先に消防団員の確保がさらに難しくなったときに備えておくことも必要です。

(2) 救急救助・医療体制の充実

大規模な地震の発生時には、公的な救急・救助を期待することは難しいため、住民同士の共助が大切です。阪神・淡路大震災で明らかになったように倒壊家屋からの救出、応急救護所への負傷者の搬送など、住民同士が協力し合える体制づくりが大切です。

取り組みの提案

(1) 消防団員の確保

- ① 消防団員については、世帯数など地域の実情に応じた団員確保を図るため、装備、処遇の改善等、消防団への勧誘策を充実する。 【地域・行政】
- ② 女性消防団員は、自主防災会とともに主体的に活動し、女性消防団員の果たす役割を地域住民に理解してもらい、活動しやすい環境づくりに取り組む。 【地域】
- ③ 消防団経験者の災害時活動支援制度を整備し、消防団経験者に地域活動への参加を促し、人員の確保を図る。 【地域・行政】
- ④ 消防団員に対する企業の理解を深めてもらうことや、地域との連携を支援する体制づくりを図る。 【地域・行政・企業】

(2) 救急救助・医療体制の充実

- ① 地域で救助活動ができるように、救命講習の普及、啓発の必要性を周知するとともに、救助資機材を備えておく。また、地域住民は積極的な講習参加に努める。 【家庭・地域】
- ② 応急救護所や医療機関において救急救助活動ができるよう、医師会等と各避難所との負傷者搬送方法など連携体制づくりを行う。また地域住民は、応急救護所の場所の確認をし、災害に備える。 【家庭・地域・行政】

2-3 耐震化の推進・促進と危険度判定体制の確保

(1) 建物の耐震化の推進

南海トラフ巨大地震の被害推計によると、本市では揺れによる建物被害、またそれに伴う人的被害が最も多くなると報告されていることから、揺れに対する備えが最も重要です。

建物の倒壊による負傷や、延焼の危険性を減らすためには、建物の耐震改修を促進することが大切です。市では、木造・非木造住宅の耐震診断、耐震改修費補助等を実施しています。こうした住宅等の耐震化が必要な方が利用しやすいよう、補助制度の選択肢を増やすことと、市民への周知・啓発が必要です。

(2) 家具の転倒防止の推進

家具の転倒による圧死、負傷を防止するために、家具の固定や配置の工夫の大切さを市民に周知する必要があります。また、高齢者や障害者など、自分で家具固定器具の取り付けが困難な方への支援制度についても、周知が必要であると考えます。

(3) 避難所施設の安全性確保

市民館や学校など、指定避難所となっている施設については、建物本体の耐震性ととともに、建物内部の天井材、照明器具などの非構造部材についても耐震性の確認をし、避難者の安全を確保する必要があると考えます。

(4) 公共構造物の耐震化等の推進（国、県、ライフライン事業者との協力）

地震による被害を軽減させるため、堤防や樋門等の耐震化を進めるとともに、遠方からの支援物資等の受入れのための道路や港の整備を進める必要があると考えます。

取り組みの提案

(1) 建物の耐震化の推進

- ① 木造・非木造住宅の耐震診断、耐震改修、木造住宅解体経費の補助対象条件の緩和や、建物の一部耐震・耐震シェルター購入補助など制度の充実を図り、各家庭が利用しやすくすることで、市全体の耐震化を進める。【家庭・行政】
- ② 民間マンションの耐震化を促進する。【行政】
- ③ 診療所や医院等の医療施設や不特定多数の人が利用する建物等の耐震化を促進する。【行政】
- ④ 建物の安全性について地域で簡易にチェックできる危険度判定の方法やその体制づくりについて検討する。【行政】

(2) 家具の転倒防止の推進

- ① 家具の転倒、天井等の非構造部材の落下、ガラスの飛散防止等に係る対策を町自主防災会等の地域組織が主体となって周知する。【地域】
- ② 市が行っている高齢者世帯を対象にした家具転倒防止器具の無料取り付け制度について周知するとともに、各家庭では転倒防止対策を進め、被害軽減に努める。【家庭・地域・行政】

(3) 避難所施設の安全性確保

- ① 指定避難所となっている施設の非構造部材の耐震化対策を図る。【行政】
- ② 避難所内の危険箇所を洗い出し、情報を地域と共有するとともに、危険箇所に対する対応策を検討する。【地域・学校・行政】

(4) 公共構造物の耐震化等の推進（国、県、ライフライン事業者との協力）

- ① ライフライン事業者との円滑な連携、活動が展開できるよう、情報共有を日頃から密にする。【行政・企業】
- ② 海岸・河川堤防の老朽化対策や堤防高のかさ上げについて、海岸・河川管理者等と協議する。【行政】
- ③ 樋門、陸閘などの耐震補強、操作の電動化を図る。【行政】
- ④ 配水管、管渠、処理場など老朽化した設備の更新を行い、上下水道の強靭化を図る。【行政】
- ⑤ 液状化、地盤沈下に耐える緊急輸送道路を早急に整備する。【行政】
- ⑥ 三河港の機能を果たすための護岸等の耐震化など港湾の強靭化を図る。【行政】

2-4 事業者による防災対策の推進

(1) 仕事の確保による暮らしの継続

東日本大震災の教訓として、命を守ることが一番大切なことではありますが、生活や人生の連続性を断たれて苦しんでいる方が多くいます。東海地域は、多くの産業が集積しており、働く場を守るためには企業、自営業、農業等による事業継続の取り組みが大切です。

(2) 地域の住民・事業者との連携

従業員的安全確保や発災時の地域貢献のため、地域住民、近隣の企業と連携したいと考えている企業も多いことから、連携の手法を検討する必要があると思います。

企業と地域の結びつきを強化していく取り組みの検討により、互いの組織の持つ課題の克服や地域の復旧・復興に向けた取り組みにつなげていくことが必要であると考えます。

取り組みの提案

(1) 仕事の確保による暮らしの継続

- ① 事業所は、サプライチェーン（製品、サービスが消費者に届くまでの一連の工程）を含めた事業継続計画の策定に努めるとともに、三河湾沿岸企業の津波対策、働く場の確保を図る対策を推進する。【企業】
- ② 事業所は、従業員の一斉帰宅を抑制し、事業所内待機、近隣事業所等への避難、避難時の食料・飲料水の備蓄対策を推進する。【企業】
- ③ 自営業者・農家等に対する事業継続のための支援策の検討、充実を図る。【行政・企業】

(2) 地域の住民・事業者との連携

- ① 地域と企業の協力による防災訓練を行うなど、災害に備えた関係づくりを図るとともに、行政として可能な支援を進める。【地域・行政・企業】
- ② 企業の防災活動を担う自衛消防隊と地域の防災活動を担う消防団が相互理解を深めるための取り組みを行い、企業と地域を結びつける契機とする。【地域・企業】
- ③ 企業が立地するエリア全体としての備蓄を推進するため、企業と地域が協力・連携し、災害時に備えた備蓄体制を図る。【地域・企業】
- ④ 災害に備え、備蓄食料や避難用品などを地域の大学や企業と協働・連携し、新規開発のための環境を醸成する。【学校・行政・企業】

2-5 地震対策体制の強化

(1) 実践的な防災訓練の実施

学校や校区で行う防災訓練では、被害の状況や発災の時間帯などを具体的に想定し、避難所の開設や資機材の使い方など、実践的な訓練とともに自助、互助を促す取り組みを行うことが大切であると考えます。

(2) 地震対策推進体制の充実

災害に迅速かつ円滑に対応するため、豊橋市役所内に設置される災害対策本部の機能維持に必要な非常用電源等の設備を確保し、本部員の活動できる体制を整えるとともに、災害対策本部の運用計画、市役所業務継続のためのマニュアルを作成し、訓練を実施し、検証することが重要です。

また、避難所の運営など、市と地域で協力できることを事前に協議し、体制を整えておくことが重要であると考えます。

(3) 広域的な連携・強化

大規模地震による近隣市町村を含めた広域的な被災に備え、遠方の自治体との広域応援体制が必要であると考えます。

取り組みの提案

(1) 実践的な防災訓練の実施

- ① 夜間の発災を想定するなど、訓練の規模や形態、条件について様々な設定で、地域、学校、企業、防災関係機関等が参加する訓練を行う。

【家庭・地域・学校・行政・企業】

- ② 各自治会・校区で行った訓練の情報を共有し、活用することで、防災委員・防災リーダー等が活動しやすい環境を整備する。

【地域】

(2) 地震対策推進体制の充実

- ① 災害対策の核となる市災害対策本部の機能を維持するため、非常用発電設備、飲料水確保のための井戸や地下水膜ろ過システムの設置など、設備の充実を図る。

【行政】

- ② 災害対策本部内の各班が円滑に活動できるよう、行動マニュアルを整備し、実践的な訓練を実施した後、行動マニュアルの検証を行い、随時見直しを行う。

【行政】

- ③ 避難所運営など、地域にできること、地域で行うと効果が高まることなど、市と地域との役割分担、協働体制の確立を図る。

【地域・行政】

- ④ 避難所運営委員会には、今まで培った行政の経験・知識を活かすため、市職員OBの参加を促す。

【地域】

- ⑤ アマチュア無線などの技術や専門知識を持つ市職員OBを把握し、協力を得る仕組みを作る。

【地域・行政】

- ⑥ 防災拠点公園などにマンホールトイレや防災井戸を整備する。

【行政】

- ⑦ 市内の数箇所で緊急時浄水システムを整備する。

【行政】

- ⑧ 災害時に活用を予定している災害復旧用オープンスペースや、災害時に利用可能な国有地等の活用計画を時系列（発災直後～災害復旧期）で整理し、迅速な復旧に備える。

【行政】

(3) 広域的な連携・強化

- ① 同時に被災しない遠隔地の自治体と広域的な自治体間応援協定を締結する。

【行政】

- ② 湖西市を含む近隣市町村との避難に必要な施設等の相互利用に関する連携体制づくりを進める。

【行政】

3 被災生活に備える

3-1 被災生活への備え

(1) 避難所や自宅での被災生活と備蓄

東日本大震災では、不足物資のニーズ把握が難しく、物資が被災者に届くまで時間がかかりました。

この経験を踏まえ、当面は、市やそれぞれの地域で市民の最低限の生活を守るための備蓄が必要です。市では、水や食料はもちろん生活用品や燃料、非常用電源設備などの備蓄を計画的に行うとともに、市民一人ひとりが7日分の備蓄をするよう自主防災会等に働き掛けることが必要です。

夜間照明のない避難所生活は、精神的な苦痛をもたらします。照明のない中でのトイレへの不安から、健康を害することも多く、医療コストの負担に結びつくことも考えられます。照明器具の充実や原始的なローソクも役立ちます。また、衛生面からも仮設トイレ、マンホールトイレ等の整備が望まれます。

集団生活を余儀なくされる避難所生活は、様々な場面で日常生活と異なる環境となることから、備蓄を含めたきめ細やかな配慮と対策が望まれます。

また、自宅で被災生活を送る市民への支援も重要です。被災者が、必要とする備蓄品等を受け取ることができる体制整備も必要です。

(2) 男女で協働した被災生活

要援護者や乳幼児などのニーズを踏まえた被災者支援には、介護や子育てを担うことが多い女性の意見を尊重することが必要であり、日頃から地域において、女性の参画を促す努力が求められます。

取り組みの提案

(1) 避難所や自宅での被災生活と備蓄

- ① 家庭における食料や生活必需品等の備蓄は、発災からの段階をおって優先順位をつけ準備し、いつでも持ち出すことができるようにしておく。
【家庭】
- ② 各家庭では備蓄を7日分行うように努めるとともに、市は、避難所や自宅における被災生活を支援するため、食料、飲料水、生活用品など計画的に備蓄率を高める。
【家庭・行政】
- ③ 市は、避難所における照明器具（固定式・移動式）や、冬季の避難生活に備えた暖房器具の備蓄を進める。また、地域住民は、これらの器具を避難所に持ち込み、生活環境の向上に努める。
【家庭・行政】
- ④ 市は、NPO等と連携し、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、アレルギーの方々へ配慮した食料や資機材の備蓄を進める。また、地域住民も必要な備蓄に努める。
【家庭・行政】
- ⑤ 農業が盛んな地域など、大規模地震の発災直後から食料に困らない地域もあるため、他の地区へ融通・分配するような仕組みづくりを検討する。
【地域・行政】
- ⑥ 指定避難所での避難者名簿は、看護師等の資格所有者や特定技能を有する人の情報を入れた名簿とする。
【地域】
- ⑦ 食料、飲料水と併せて、生活用水の確保も重要であるため、井戸水を活用できるよう自治会単位で利用可能な井戸の数を把握しておく。
【地域】
- ⑧ 簡易な間仕切り材など、避難所でのプライバシーの確保と共同生活のストレスの軽減のための資機材を備蓄する。
【行政】

(2) 男女で協働した被災生活

- ① 女性の自主防災会委員を増やすとともに、女性が中心となって活動する民生委員・児童委員、更生保護女性会や、PTA・NPOなどと連携し、避難所での一定のルールを定めた運営マニュアルや指針を作成する。【地域】
- ② 避難所運営委員会が主体となって、避難所生活を規則正しく送るための一日の生活ルールを作成する。
【地域】

3-2 被災者の生活環境への配慮

(1) 被災者の住宅確保

避難所生活によるストレスを減少し、被災前の生活を取り戻すためにも、できる限りコミュニティを維持できる応急仮設住宅が必要です。

加えて、自宅の再建、これに伴う応急修理制度の創設や民間賃貸住宅の活用策を進めるなど、被災者ニーズにあった住宅確保を検討することが必要です。

(2) 被災者の健康管理、こころのケア

東日本大震災では、生活環境の変化から、高齢者等の生活不活発病、生活習慣病が悪化・増加したことから、被災者の健康管理とこころのケアが重要となっています。

被災によるストレスや復興への焦燥感によるDVや虐待なども見受けられ、個別訪問や巡回健康相談などができる仕組みが必要です。

地域における被災者の生活環境への配慮として、相談窓口やコミュニティ活動ができる場所（公民館等）の確保や被災前から地域での人と人とのつながりを強化し、移転先での新たなつながりを持てるようにアドバイスできるNPO等の活動支援やリーダーの育成が重要です。

(3) 被災による遺体の取扱いについて

遺体については、死者への尊厳と遺族の感情に十分配慮し、迅速かつ適切な対応が求められます。遺体安置所の場所や遺体の取扱い方法について、事前に定めておくことが重要です。

(4) 避難所での環境衛生対策

避難所では、生ごみやトイレの排出物から起きる衛生環境の問題も出現します。避難所生活を少しでも快適にしていくため、事前に避難所での役割分担と廃棄物置き場などを決めておくことが必要です。

取り組みの提案

(1) 被災者の住宅確保

- ① 仮設住宅の候補地を事前に選定し、要援護者に配慮した住宅仕様や地域のコミュニティの確保、プライバシーやペット同伴等の生活環境についても検討する。【行政】
- ② 自宅の再建・応急修理への支援策及び、恒久住宅への移転時期などを検討する。【行政】
- ③ 災害発生後の建築相談に対応できる体制を民間団体とも協力し確保しておくとともに、巡回相談なども検討しておく。【行政】

(2) 被災者の健康管理、こころのケア

- ① 看護師や保健師を地域で把握し、保健所を利用して交流や研修を行い、人材を確保する。【地域・行政】
- ② 各種相談に対応するための弁護士会や医師会（心療内科医）などの専門機関、外国語通訳者などとの多様なネットワークづくりを行う。【行政】
- ③ 人と人とのつながりやコミュニティをつむぎ出すNPOやボランティア団体、防災リーダー育成を平時から実施しておく。【地域・行政】
- ④ パイプ役を多く作ることで、相談内容に適した派遣者を必要としている場所に派遣する仕組みづくりに努める。【地域・行政】
- ⑤ 地域で生活再建など様々な相談窓口としても利用でき、コミュニティ活動の中心にもなる場所（公民館等）を確保する。【地域】
- ⑥ 乳幼児を含め、震災で親を亡くした子どもの一時的な保護施設の確保を検討する。【行政】

(3) 被災による遺体の取扱いについて

- ① 市が指定する避難所とは別に、遺体の搬送や遺族による身元確認などの利便性に配慮した場所で、建物の1階で遺体を安置できる施設を確保する。【行政】
- ② 遺体の取扱いについてのマニュアルを作成する。【行政】

(4) 避難所での環境衛生対策

- ① 避難所等での感染症対策としてのマスクなど衛生・医薬品の備蓄や、ゴミ処理、清掃管理なども盛り込んだ避難所運営マニュアルを作成する。【地域・行政】

3-3 廃棄物等の処理

(1) 廃棄物処理体制の整備

東日本大震災では、膨大ながれきが発生しました。大規模災害時の災害廃棄物の円滑な処理を進めるため予想される災害廃棄物発生量を予見積もっておくことが必要です。また、仮置場の選定や分別についてのルールを検討しておくことが重要です。

また、がれきの撤去、住宅やビルの解体に伴いアスベストが発生したことから、住民やボランティアに対し、マスクの着用を促すことが求められました。

廃棄物の処理作業を行う際には、発生から処理に至るまでの過程について、事前の準備、安全対策を講じておくことが重要です。

取り組みの提案

(1) 廃棄物処理体制の整備

① 廃棄物処理を行うにあたり、アスベストなどの有害粉塵対策等、健康被害を防ぐ準備として、マスクや手袋などの備蓄と肌を露出しない服装を呼び掛ける。 【行政】

② 災害廃棄物の発生量と廃棄物種別の予想を事前に実施しておくとともに、被災地内の仮置場、分別のルールを明らかにし、地域で確認しておく。 【地域・行政】

3-4 復興に向けた取り組み

(1) 復興に向けた準備

復興については、実際に起きてからでないと考えられないことが多いと思われがちですが、東日本大震災での経験を踏まえて振り返ってみると、まちづくりなどほとんどのことは事前に準備ができたという意見もありました。復興に向けた事前準備は、できるところから進めておくべきであると考えます。

取り組みの提案

(1) 復興に向けた準備

- ① 東北の事例を確認し、被災することを事前に想定した事前復興計画の策定と、復興に向けての土地の利用計画について、市をはじめ県内の大学と連携した取り組みを進める。 【行政・企業】
- ② 豊橋市の土地利用について、過去からの土地の形成過程、利用過程などの履歴を調査し、また地震による揺れや液状化、津波などの危険性をふまえて、安全・安心なまちづくりを地域と協議、検討する。 【地域・行政】

おわりに

「豊橋市地震対策アクションプラン策定市民懇談会」は、公募による市民をはじめ、大学、各種団体からの推薦による32名の委員が集い、豊橋市の防災対策・減災対策やそれらを取り巻く環境について意見交換を行い、このたび提言書として取りまとめることができました。

ここに至るまで、3回の全体会と2つの分科会をそれぞれ3回ずつ開催しました。合計6回の会議を、いずれも夜間に開催し議論を重ねてきました。

この懇談会で取り扱ったテーマは多岐に渡りましたが、阪神・淡路大震災や東日本大震災からの教訓を踏まえた意見や、今後この地域が備えなければならない南海トラフ巨大地震の発生を想定した意見が多く委員から出され、また11名の女性委員からは、女性の視点での意見も多くいただき、防災・減災への関心の高さを改めて認識いたしました。

この提言書の一つひとつの取り組みの提案は、今後策定予定の「豊橋市地震対策（減災）アクションプラン」に活かされることを期待した意見です。

しかしながら、自助、共助、公助と言われているように、大地震に備えるためには、行政に頼ってばかりではいけません。市民一人ひとりが、備えるべきこと、地域で協力して対策をすること、まず自ら始めることが大切だと認識しています。その意味からも、懇談会の委員を構成した市民、大学、企業、行政をはじめとした様々な主体が協働し、そして責任を持って取り組んでいくことが必要であると考えています。

この度の市民懇談会委員を契機として、委員一人ひとりがこの協働の輪を広げるよう努めてまいります。

豊橋市地震対策アクションプラン策定
市民懇談会委員一同

資 料 編

1. 市民懇談会での意見・提案一覧表
2. 豊橋市地震対策アクションプラン策定市民懇談会設置要綱
3. 豊橋市地震対策アクションプラン策定市民懇談会委員名簿
4. 豊橋市地震対策アクションプラン策定市民懇談会開催経過

◆市民懇談会での意見・提案一覧表

【1 災害に負けない人・社会をつくる】

頁	項目	家庭	学校
5	(1)学校における防災教育の推進、防災活動への参加促進		<ul style="list-style-type: none"> ・中学生が中心となって活動する場面づくり ・子どもたちの力の活用(被災した高校生の講演など) ・英語や算数等の授業で防災教育を取り入れる ・東日本大震災で明らかになった課題を教育と具体的に結び付ける ・地域の特性・実情に応じたカリキュラム作成 ・津波の歴史が残る場所への遠足、東日本への修学旅行を検討 ・野外教育センター利用の際の防災教育 ・教職員の防災知識を高める勉強会 ・教育委員会、小中学校校長会を通して地域と一緒に防災に取り組む ・小中学校の活動に加え、市内の高校、大学とも連携 ・町探検、地域の歴史の学習
5	1-1 防災教育の推進、意識啓発	(2)市民への意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・防災施設の見学等、実際に関わることで防災意識向上 ・避難路の被害状況の想定 ・市から配信される情報を市民一人ひとりが意識を持って受け取る ・市民個々の意識改革「自分の命は自分で守る」 ・巨大地震の想定に囚われない、柔軟で強い心をベースにした「防災心」を育てる 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災思想を意識づけするカリキュラム(「防災の時間」)作成
5	(3)津波避難意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・まず高い所に逃げるという意識づけ ・個人個人がハザードカルテ(家庭・通学団の避難カルテ)を持つ ・各個人が津波の危険性に対する意識や正しい知識を持つよう、繰り返しの啓発活動 	
5	(4)災害時の情報収集・伝達体制の強化		
7	1-2 防災コミュニティの強化	(1)地域における自主防災会活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・個人個人がハザードカルテ(家庭・通学団の避難カルテ)を持つ ・子どもに家、通学路、遊び場などの危険箇所・避難場所を考えさせる
7		(2)「防災ガイドブック」の作成・活用	
7		(3)防災リーダーの育成	
9	1-3 NPO・市民活動の活性化	(1)災害ボランティアの確保と強化	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生のコミュニティへの参加 ・サークル等での学生の連携
9		(2)ボランティアコーディネーターの確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生が部活動のような形で積極的に参加、資格取得
11	1-4 災害弱者と帰宅困難者に対する取り組みの推進	(1)災害時要援護者支援、避難体制の整備、登録制度周知	
11		(2)帰宅困難者に対する避難誘導	

資料 1

企業	地域		市(行政)
	組・町内会	校区	
		・学校と自治会が一緒に行う防災訓練	
	・自分たちでハザードマップ作り	・自治会加入への呼びかけ ・校区の防災訓練での「家具転倒防止パネル」の展示 ・地域での危険意識の共有 ・それぞれの地域にあった防災意識を芽生えさせる	・防災訓練、講習会等による防災知識の向上(消防団との協力) ・市民自ら情報収集できる体制づくり ・「広報とよはし」で防災の様々な情報を配信 ・「防災意識の高揚を図る講演会」の開催
	・組等の小さな単位でカルテを持つ取り組みを自治会単位でリード	・地域にあった避難方法の検討 ・津波避難ビルの住民への周知	・津波避難ビルの追加指定 ・津波到達時間が場所によって異なることを市民に周知 ・津波避難ビル近くの広場の確保、道路の整備
	・組等で安否確認方法の話し合い	・各校区・町の自治会長の防災意識を高める ・町内会・組などを利用した情報取りまとめ・発信が出来る体制づくり	・妊婦などへの早めの情報提供 ・通信システムの整備 ・「豊橋ほっとメール」の周知、活用 ・できる限りの情報伝達手段を用意し、すべてを使って情報発信 ・情報の正確性の確保(情報の発信元の確認等)
	・字・組単位の防災マップづくり(避難場所、住宅の築年数等) ・避難場所、津波避難可能時間等の話し合い ・地域の人が集まる機会に図上訓練を行い、危険箇所を把握	・大学と連携した自治会単位の防災マップづくり ・防災関連情報を防災委員などが地域に周知する仕組み ・校区の消防団、女性防火クラブ、民生委員、防災リーダー等が活躍できる組織作り	・防災関連団体の意見交換ができる場の提供 ・「防災ガイドブック」の作成 ・乳幼児を持つ家庭などに配慮した冊子作成
		・女性の防災リーダーの増加 ・自治会と防災リーダーの関係性	・防災リーダーのバックアップ
	・相談・ケアなど専門知識を持ったボランティアの事前登録 ・公民館など、コミュニティの場所の確保 ・最寄りのボランティアセンターの把握 ・自治会で専門知識(医療・建築関係者、電気・ガス等)を持つ人の協力依頼 ・すべての人が自分のできることを申請する制度 ・大学生の自治会での役割づくり、指導	・地域で相談窓口、パイプ役の確保 ・自治会長等が地域の被災状況とニーズを把握し、センターへ連絡する体制づくり ・地域の特性(津波、延焼等)による被害状況・ニーズの事前想定	・専門知識(住宅・建築等)を持つ人のリストアップ ・OBの活用 ・各組織間のコントロール、バックアップ ・ボランティアを引き込む工夫、活動しやすい環境整備 ・ボランティアが各地域に平等にいきわたる仕組みづくり ・NPOを中心としたボランティアとりまとめ・指示体制づくり
			・コーディネーターの数を確保するための継続的な育成計画
	・一人暮らしの高齢者の把握、安否確認をする人の選定 ・住民情報(緊急連絡先、既往症等)の台帳管理 ・災害時要援護者の支援者による巡回、訓練での避難付き添い ・近隣住民による高齢者等要援護者の日ごろからの見守り	・自治会と自主防災会が連携し、校区内の障害者情報を共有 ・高齢者・障害者の情報把握、信頼関係 ・普段からのネットワークづくり	・災害時要援護者の避難のための車椅子の確保 ・福祉避難所への移動方法の検討 ・障害の種類に応じた細かいケア ・福祉避難所の周知、日常的な利用の場の提供 ・災害時要援護者の登録制度の周知 ・要援護者が始めから福祉避難所へ避難できるよう事前登録
・同じ地域の企業間の連携を図る ・非常食・水などの備蓄対策		・地域と企業の連携を図る	・豊橋駅周辺以外の帰宅困難者への取り組み

◆市民懇談会での意見・提案一覧表

【2 災害に負けないまちをつくる】

頁	項目	家庭	学校
13	(1)自分たちのまちは自分たちで守るまちづくり意識の向上		
13	2-1 災害に負けないまちづくりの推進	(2)延焼を防ぐまちづくり ・家屋の倒壊による延焼危険、避難経路確保の必要の認識 ・住宅用火災警報器の設置 ・停電時は電気ブレーカーを切って避難することを徹底 ・住宅のまわりをきれいしておく	・大学における地域防災力評価ツール、延焼シミュレーションツールの開発
15	2-2 地域の消防力・救急力の強化	(1)消防団員の確保 ・消防団への関心、理解	
15		(2)救急救助・医療体制の充実 ・応急救護所の場所の把握 ・町内の備蓄の場所、開錠者、指示者、避難場所等の把握 ・積極的な救命講習会参加	
17		(1)建物の耐震化の推進 ・寝室等部分的な耐震化、シェルター部分をつくる ・自分の家・地盤の強度をイメージするため、講演会参加 ・危険性の意識付け	・体育館等の非構造部材の耐震診断、耐震改修 ・ガラス飛散防止フィルム貼付
17	2-3 耐震化の推進・促進と危険度判定体制の確保	(2)家具の転倒防止の推進 ・高齢者世帯では、家具の転倒防止器具の無料取付制度を利用する	
17		(3)避難所施設の安全性確保	
17		(4)公共建造物の耐震化等の推進(国・県・ライフライン事業者との協力)	
19		(1)仕事の確保による暮らしの継続	・大学と企業の連携 ・大学BCPの策定
19	2-4 事業者による防災対策の推進	(2)地域の住民・事業者との連携	
21		(1)実践的な防災訓練の実施 ・応急救護所訓練への参加、応急救護の流れの認識	・シミュレーション体験による防災意識の向上 ・けがの応急処置方法、三角巾の使用方法 ・地域の防災マップ(消火器の位置等)づくり
21	2-5 地震対策体制の強化	(2)地震対策推進体制の充実	
21		(3)広域的な連携・強化	

企業	地域		市(行政)
	組・町内会	校区	
	<ul style="list-style-type: none"> ・DIG(災害図上訓練)の利用 ・地域の延焼危険箇所、広場の位置の把握、ハザードマップ作成 ・公助に頼らずまずは3日間自分たちで耐える 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特徴・特性に応じた避難地・避難路の確保 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用火災警報器の購入の呼びかけ、取り付け補助 ・地域で住宅密集地を把握し、隣近所で延焼を防ぐ体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団による防火に関する広報活動 ・消防団経験者の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼ハザードマップの作成(戦前の建物の密集地など) ・空き家への対策(解体費補助、税金優遇など)
	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯数に応じた消防団員の確保、団員の均等分布 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員勧誘への自治会の協力 ・地域の防災訓練への参加、指導 ・女性消防団員の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団に対するイメージ改善、事業所の理解
	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者の救急搬送への住民(消防団等)の協力 ・応急救護所の場所の周知 		<ul style="list-style-type: none"> ・応急救護所の場所の周知 ・応急手当、救命講習の普及・啓発の必要性周知
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で耐震化をチェックする仕組みづくり 		<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設、保育園・幼稚園等の耐震化推進 ・無料耐震制度の活用、補助基準の見直し、細分化 ・幹線道路沿いの建物の耐震化促進 ・民間施設への積極的な耐震化の呼びかけ ・わかりやすい耐震化マニュアルの作成
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯等への家具転倒防止器具の無料取付制度の周知・啓発 		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯等への家具転倒防止器具の無料取付制度の周知・啓発 ・医療施設の医療器具の固定 ・建物以外の耐震化のチェック体制
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で耐震化をチェックする仕組みづくり 		
			<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の器具固定等チェックする制度づくり ・建物以外の耐震化のチェック体制
<ul style="list-style-type: none"> ・企業の防災対策への大学の支援・技術の活用 			<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画のセミナー、啓蒙活動 ・企業への防災情報(津波の高さ等)の提供
		<ul style="list-style-type: none"> ・企業の自衛消防隊と消防団の放水協議会のコラボレーションによる相互理解、技術向上 ・エリアで一定量の備蓄を確保 ・地域の自治会の防災倉庫に置く備蓄品を企業が協賛 ・地域の防災訓練と企業の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい備蓄品などを開発
		<ul style="list-style-type: none"> ・学校(児童・生徒、保護者)、会社・企業等を含めた防災訓練 ・防災委員等の経験を有効利用するための情報の共有 ・他校区の防災訓練の紹介等、役員が活動しやすい環境整備 ・開催時期、開催方法の工夫による参加者の増加 ・「家具の転倒防止や柱や梁の補強」、「倒壊した家の下敷きになっている人の救出訓練」、「災害時要援護者の救出訓練」、「医師や看護師が参加した訓練」等の実地訓練 ・「昼間と夜間」「屋内と屋外」等のいろいろな場面を想定した頭脳訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関の役割決め、連携するための方向付け ・防災意識の維持(市で「防災の日」をつくるなど)
			<ul style="list-style-type: none"> ・市民病院・災害対策本部等の代替施設の確保 ・液状化した道路の迅速な復旧体制 ・自家発電等、非常電源を地域でまかなえるシステムづくり ・東三建設業協会・重機関係の協会との連携 ・病院等、重要施設を優先としたライフライン(水道・電気等)の復旧 ・物資輸送の優先順位決定 ・防災センター(備蓄、避難所、人材確保、地域支援)の建設 ・防災拠点に井戸を掘ることを検討 ・電源の喪失が広域かつ長期化した場合の想定 ・消防団のポンプ車と地下水膜ろ過システムを組み合わせた飲料水確保
			<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理等に関する遠方の自治体との協定

◆市民懇談会での意見・提案一覧表

【3 被災生活に備える】

頁		項目	家庭	学校
23	3-1 被災生活への備え	(1)避難所や自宅での被災生活と備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・ローソクの用意 ・照明機器の避難所への持ち寄り、事前寄付 ・7日分の備蓄品の用意(非常持ち出し3日分) ・必要なものの優先順位付け ・枕元にちょっとした防災用品(底の厚い靴、マスク、懐中電灯など)の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き教室を利用した備蓄品保管(乳幼児用品等)
23		(2)男女で協働した被災生活		
25	3-2 被災者の生活環境への配慮	(1)被災者の住宅確保		
25		(2)被災者の健康管理、こころのケア		<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練や防災教育によりこころの傷を軽減
25		(3)被災による遺体の取扱いについて		
25		(4)避難所での環境衛生対策		
27	3-3 廃棄物等の処理	(1)廃棄物処理体制の整備		
29	3-4 復興に向けた取り組み	(1)復興に向けた準備		

企業	地域		市(行政)
	組・町内会	校区	
	・各町内の公民館の充実(防災倉庫、井戸、雨水タンク等)	・自治会単位で井戸の数の把握、備蓄品の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・伏流水の活用 ・避難所への照明機器の備蓄 ・被災者ニーズの把握マニュアル作成 ・在宅避難者へも平等に食料等の物資配布ができる仕組みづくり ・他の地区へ食料を分配できる体制づくり ・食料分配拠点となる施設の建設 ・避難所への仮設トイレの早急な設置 ・マンホールトイレの利用 ・防災井戸の追加指定 ・避難者名簿を活用した衛生・食事などの組織づくり ・広い体育館での共同生活のストレス軽減、プライバシーの確保のため、簡易な間仕切り材を備蓄・利用 ・女性、妊産婦や乳幼児に配慮した備蓄(携帯おしり洗浄器等) ・簡易なワンタッチ型テントなどの備蓄
		・校区や町の女性役員(民生・更生保護・女性防火クラブ等)の自主防災組織への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所でのチームづくり、リーダー選定 ・避難所での一日のリズム・ルールづくり
			<ul style="list-style-type: none"> ・独居老人用の市営住宅の建設 ・状態のよい空き家を登録した仮設住宅化プロジェクト
	・避難生活でのコミュニティの確保		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談窓口、専門家の配置を事前に決めておく ・DV・虐待の増加に対する対策 ・親を亡くした子どもの一時保護施設の確保
			<ul style="list-style-type: none"> ・避難所マニュアル(生ゴミ処理、トイレの使用方法、清掃等)の作成
			<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト対策のためのマスクの備蓄 ・分別・収集方法の事前検討 ・廃棄物集積場所の検討 ・飲料水の水源地の汚染防止
		・復興計画に様々な立場の人が参画した、住民参画復興まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・事前復興(再建方法、段取り等)を考える ・東北からの情報収集 ・住民の合意形成、参画 ・土地利用の履歴を踏まえたまちづくり ・がれきの処理方法から再開プランまで事前の検討 ・金融機関を含めた各分野の有識者による復興基本プランの検討

(設置)

第1条 豊橋市地震対策アクションプランの策定にあたり、豊橋市地震対策アクションプラン策定市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民懇談会は、次の事務を所掌する。

- (1) 豊橋市地震対策アクションプラン策定のために必要な事項について意見交換等を行う。
- (2) 豊橋市地震対策アクションプラン策定に向け、提案と助言を行う。

(委員の構成)

第3条 市民懇談会は、委員 30 名程度をもって組織する。

- 2 委員は、各種団体の構成員、学識経験者、公募者等のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、この要綱に基づき委嘱する日から、豊橋市地震対策アクションプラン策定の日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表)

第5条 市民懇談会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、会務を総理し、市民懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長の指名した者とし、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長が必要と認めた時は、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 市民懇談会の事務局は防災危機管理課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成24年7月13日から施行する。

豊橋市地震対策アクションプラン策定市民懇談会委員名簿

※50音順 敬称略

委員名	分野等	団体名等	分科会
あだち おさむ 安達 修	地域活動	豊橋市自治連合会 (第1回～第2回懇談会に出席)	分科会A
いとう ゆきかず 伊藤 之一	医療	豊橋市医師会	分科会B
いな ふみとし 伊奈 史年	地域活動	豊橋市自治連合会 (第5回～第6回懇談会に出席)	分科会A
いのうえ ひろよし 井上 博善	産業	豊橋商工会議所	分科会B
いまがみ ひとみ 今神 仁美	子ども・教育	豊橋保育協会	分科会A
おおの さとし 大野 哲	公募	—	分科会B
かなだ よしまさ 金田 好正	高齢者	豊橋市老人クラブ連合会	分科会A
こまなか きょうこ 駒中 京子	女性	豊橋女性団体連絡会	分科会B
こやま あきのぶ 小山 晃延	消防	豊橋市消防団	分科会B
さかがみ のぶよし 坂神 信吉	地域活動	豊橋市自治連合会 (第3回～第4回懇談会に出席)	分科会A
さばら あきよし 佐原 啓義	子ども・教育	豊橋市小中学校校長会	分科会A
しばた かずのり 柴田 憲宣	報道	豊橋ケーブルネットワーク株式会社	分科会B
しみず まさみ 清水 政巳	福祉	豊橋障害者(児)団体連合協議会	分科会A
じんどう こ 神藤 あや子	消防	豊橋市女性防火クラブ連絡協議会	分科会A
すずき けい 鈴木 敬	公募	—	分科会A
すずき せつこ 鈴木 節子	公募	—	分科会B
すずき たかゆき 鈴木 孝幸	ライフライン	中部電力株式会社豊橋営業所	分科会B
すずき ゆきこ 鈴木 由紀子	福祉	豊橋市民生委員児童委員協議会	分科会A
たかやま しょういち 高山 将一	安全・安心	陸上自衛隊第10特科連隊	分科会B
つるみ みちあき 鶴見 通昭	公募	—	分科会A
ながせ みちこ ○ 永瀬 美智子	学識経験者	愛知大学	分科会A(座長)・B
ぬまの まゆみ 沼野 真由美	公募	—	分科会B
ばんの れいこ 伴野 礼子	国際	豊橋市国際交流協会	分科会A
ひらかわ かずみ ◎ 平川 一臣	学識経験者	北海道大学	会 長
ますだ ゆきひろ 増田 幸宏	学識経験者	豊橋技術科学大学 (第4回～第6回懇談会に出席)	分科会B
むらかみ なおみ 村上 直美	公募	—	分科会A
もり としのり 森 俊徳	公募	—	分科会A
やぎ もとゆき 八木 基之	建設	愛知建築士会豊橋支部	分科会B
やました さちこ 山下 佐知子	公募	—	分科会A
やまだ せいし ○ 山田 聖志	学識経験者	豊橋技術科学大学 (第1回～第3回懇談会に出席)	分科会A・B(座長)
わたなべ かずなが 渡邊 和永	安全・安心	愛知県豊橋警察署	分科会B
わたなべ さつき 渡辺 さつき	学識経験者	豊橋創造大学	分科会A

◎ … 会長

○ … 分科会座長

豊橋市地震対策アクションプラン策定市民懇談会開催経過

第 1 回	平成 2 4 年 1 0 月 3 日 (水) 1 9 時 ~ 2 0 時 3 0 分	▼市民懇談会設置要綱について ▼会長・副会長の選任 ▼会議の運営について
第 2 回	平成 2 4 年 1 1 月 2 日 (金) 1 7 時 3 0 分 ~ 1 8 時 5 0 分	【分科会 A】 ▼「防災コミュニティの強化」 ▼「防災教育の効果促進」
	平成 2 4 年 1 1 月 2 日 (金) 1 9 時 3 0 分 ~ 2 0 時 4 5 分	【分科会 B】 ▼「消防力・救急力の強化」 ▼「災害を迎え撃つ態勢・体制」
第 3 回	平成 2 5 年 2 月 4 日 (月) 1 9 時 ~ 2 0 時 4 0 分	【分科会 A】 ▼「災害に強いまちづくり推進」 ▼「被災者の生活環境への配慮」
	平成 2 5 年 2 月 5 日 (火) 1 9 時 ~ 2 0 時 4 5 分	【分科会 B】 ▼「耐震化推進・促進と危険度判定体制の確保」 ▼「ライフラインの確保」
第 4 回	平成 2 5 年 4 月 8 日 (月) 1 9 時 ~ 2 0 時 4 0 分	【分科会 A】 ▼「NPO・市民活動の活性化」 ▼「災害弱者に対する取り組み強化」 ▼「被災生活への備え」
	平成 2 5 年 4 月 9 日 (火) 1 9 時 ~ 2 0 時 4 0 分	【分科会 B】 ▼「事業者の防災対策」 ▼「廃棄物等の処理」 ▼「災害に強いまちづくり推進」 ▼「復興！復興！復興！」
第 5 回	平成 2 5 年 5 月 2 2 日 (月) 1 9 時 ~ 2 0 時 3 0 分	▼分科会の成果報告 ▼提言書作成に向けた全体意見交換
第 6 回	平成 2 5 年 6 月 2 1 日 (金) 1 9 時 ~ 2 0 時 4 0 分	▼提言書作成に向けた全体意見交換
提 言	平成 2 5 年 7 月 2 2 日 (月) 9 時 3 0 分 ~	▼市長への提言

会場：市役所災害対策本部室

※全体会 3 回、分科会 3 回の合計 6 回の協議

※分科会（第 2 回～第 4 回市民懇談会）

分科会 A 「地域防災力の強化」

検討内容：防災意識の高揚、地域コミュニティの活性化

分科会 B 「防災型まちづくりの推進、災害対策」

検討内容：災害に備えてのハード対策、災害応急体制と仕組みの整備

来るべき大地震に備えて今から準備できること
— 減災に向けての提言 —

豊橋市地震対策アクションプラン策定市民懇談会

平成25年7月22日

(事務局)

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

豊橋市役所防災危機管理課

電話 0532-51-3116 ファックス 0532-56-2122